

新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会緊急要請

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、政府は2月13日に第1弾となる緊急対応策を取りまとめるとともに、2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下、「基本方針」）の中で、ワクチンや迅速診断用の簡易検査キットの開発、徹底した感染拡大防止策や患者数が大幅に増大した場合に備えた医療提供体制の整備等を示した。

また、2月27日に、内閣総理大臣より、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小中高等学校、特別支援学校について、3月2日から春季休業の開始日まで、臨時休業を要請する方針が示された。これを踏まえる形で、3月1日には、今月10日を目途に、臨時休業に伴って仕事を休まざるを得なくなった保護者に対する新たな助成金制度の創設や政府の要請でイベントを中止した事業者などに対する資金繰り支援などを含む、第2弾となる緊急対応策を取りまとめる方針が示された。

全国20の指定都市には、我が国の人口の約2割が居住し、産業・医療機関も集積している。また、国内の流通の結節点・諸外国との主要な交流拠点として、感染拡大の防止、医療提供体制の構築はもとより、我が国全体の産業経済において果たす役割も大きいことから、指定都市市長会は、国や都道府県、医療機関等と連携し、新型コロナウイルス感染の早期終息に向け取り組んでいく所存である。

については、今後の国内の感染拡大防止や国民の安全と健康を守り、不安を軽減するため、以下の点について緊急に要請する。

- 1 政府の「基本方針」では、地域ごとの各対策の切替えのタイミングは、厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するとされていることから、国民や企業、医療関係者や地方自治体等に対し、感染拡大防止に必要な対策について、疫学的な知見に基づく専門家会議の助言等の考え方とともに示すなど、速やかに情報提供を行うこと。
- 2 国民生活・社会経済への影響を最小限に抑え、今後の備えを万全にするため、地方自治体の意見等を的確に反映しつつ、感染症の発生状況や感染拡大の各フェーズに応じ、早期に具体的な措置内容と考え方を示すこと。

併せて、政府の要請を受けた小中学校等の臨時休業の実施やイベントの中止・延期等により影響を受ける保護者や自営業者、非正規雇用を含む全ての働く人や中小企業等に対する支援制度などについて、国の責任において万全の措置を講ずるとともに、地方自治体が推進する施策に必要な財政措置を講ずること。

- 3 喫緊の課題である感染拡大防止策として、感染症指定医療機関をはじめとする医療機関や福祉施設、救急隊において必要となる感染防止資器材について、安定的かつ優先的な供給体制を速やかに構築すること。

また、保健所や帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の体制の充実について必要な支援を講ずること。

さらに、特に高齢者等に対し、感染防止等について重点的に周知・啓発を行うとともに、デマ・流言や風評被害等について必要な対策を講ずること。

- 4 小中学校等の臨時休業に伴い、自宅待機が困難な児童生徒の居場所確保として受け入れている学校や学童保育、放課後等デイサービスにおける感染防止対策を徹底するため、マスクや消毒液等の必要な物資の確保・提供及び預かり時間の拡大に要する経費について必要な措置を講ずること。

令和2年3月6日
指定都市市長会